

令和7年度(後期)学生入構許可申請手続案内

(新規申請用)

本学では、交通の安全、教育・研究の環境保持並びに駐車場の円滑な使用を図るため、交通規制を実施しておりますが、自動車によらなければ通学が困難な者等に対して、下記により学生入構許可申請の受付を行います。

なお、サークル用入構許可は本資料が案内する学生入構許可とは異なるものです。申請については学生自治会が担当となりますのでご確認ください。

1. 申請受付期間

9月8日(月)～10月5日(日) 厳守

※期間後は、原則申請を受け付けませんので、お早めに申請してください。

※前期で許可された者は後期申請期間に申請する必要はありません。

2. 許可期間

許可された場合の許可証の有効期間は以下のとおりです。

令和7年度中 ※令和8年3月末まで

3. 発行基準

発行基準は以下の表のとおりとなります。

区分	入構許可交付基準	申請時必要書類
①昼間コース	公共交通機関による通学時間が、 片道概ね1.5時間を超える者	免許証両面(写)・ 自動車検査証(写)
②夜間主コース	自動車通学を希望する者	免許証両面(写)・ 自動車検査証(写)
③大学院生	通学距離が、片道1km以上の者	免許証両面(写)・ 自動車検査証(写)

④共通	身体の障害又は疾病等のため、自動車によらなければ通学が困難な者	免許証両面（写）・ 自動車検査証（写）・ 医師の診断書（写）等
-----	---------------------------------	---------------------------------------

※昼間コースの通学時間については、申請書に記載する現住所に基づき、合理的な通学経路で算定し、許可の可否を判断します。なお、徒歩による移動時間や公共交通機関待ち合わせの時間は通学時間に含めません。

※夜間主コースについては、通学距離等による交付基準の制限はありませんが、学生入構許可証の申請手続きは必要です。手続きをせずに駐車している場合は、違反行為となります。

※発行基準を満たしている学生に対し、極力許可できるよう配慮していますが、駐車場スペースが限定されている現状から、不許可となる場合があります。

※違反回数が多い学生は発行基準を満たしていても、不許可となる場合があります。

4. 申請方法

「入構許可申請フォーム」（本学 HP「入構許可申請手続き」にリンク有）に必要情報の記載と提出資料のアップロードを行い、申請してください。

5. 提出資料

※提出必須資料は赤字で示しています。

① 申請書（本学 HP「入構許可申請手続き」の様式集からダウンロード）

- ・ 新規で申請する方は「新規申請書」をダウンロードしてください。
- ・ 今年度から新たに車両所有者について記入いただく欄を設けました。自動車検査証の所有者欄に記載の者（又は団体名等）が車の所有者となります。
- ・ 疾病等により入構許可を申請する等の特段の事情がある方、または、現住所と免許証に記載の住所が異なる場合は、その理由を「通学に関する特殊事項」欄に事情を記載してください。
- ・ 必ず Excel ファイルのまま申請フォームにアップロードしてください。他の形式（PDF 等）では受け付けません。

② 誓約書（本学 HP「入構許可申請手続き」の様式集からダウンロード）

- ・ 誓約事項をよく確認し、日付、学生番号、氏名を記入してください。
- ・ 必ず Word もしくは PDF 形式で申請フォームにアップロードしてください。

③ 免許証両面の写

- ・ 必ず両面の写をご提出ください。申請フォームのアップロード欄では表面と裏面が分かれておりますので、必ず対象の面の写を添付するようにしてください。
- ・ 現住所と免許証に記載の住所が異なる場合はその理由を申請書の「通学に関する特殊事情」欄に記載してください。
- ・ PDF もしくは画像形式（JPG 等）で申請フォームにアップロードしてください。
- ・ 文字や顔写真などの情報が判別可能な鮮明な資料を提出してください。不鮮明な資料は受け付けません。

④ 自動車検査証の写

- ・ 「自動車登録番号又は車両番号」、「車名」、「所有者の氏名」、「有効期間満了日」の記載があるかを事前に確認し、提出してください。
- ・ PDF もしくは画像形式（JPG 等）で申請フォームにアップロードしてください。
- ・ 文字等の情報が判別可能な鮮明な資料を提出してください。不鮮明な資料は受け付けません。

⑤ その他資料

- ・ 疾病等があることを理由に入構許可を申請する場合は診断書の写を提出してください。
- ・ 診断書には、「車両で通学する必要があること」、「疾病等の期間」が明記されている必要があります。
- ・ 過去の違反行為が認められた学生に対しては、始末書の提出を求める場合があります。
- ・ その他大学から追加で資料の提出を求める場合があります。

6. 結果通知について

○結果通知時期

10 月下旬（予定）

○結果通知方法

本学 HP>在学生>学生へのお知らせページ及び manaba>学内掲示板のコースニュースにてお知らせします。

7. 許可証等の交付方法について

○学部学生及び大学院現代商学専攻学生

- ・ 学生センター（学生支援係窓口）で交付します。

○大学院アントレプレナーシップ専攻学生

- ・ 札幌サテライトにて交付します。

8. その他注意事項

- ・ 許可後の指定駐車場は次頁のとおり、⑥「武道場横」、⑧「サークル共用施設前」、⑨「国際交流会館前」となります。

9. 申請期間後の追加申請について

申請期間後に転居した場合など、**本人の責によらないやむを得ない事情**により申請ができなかった場合には、申請期間後であっても申請を受け付ける場合があります。

申請にあたっては、「5.提出資料」に加えて追加の資料提出が必要となります。追加資料は事例によって異なりますので、申請を希望される方は、**事前に学生センター窓口（学生支援課）へご相談ください。**

※「申請を忘れていた」「案内を見落としていた」などの理由による申請は受け付けません。

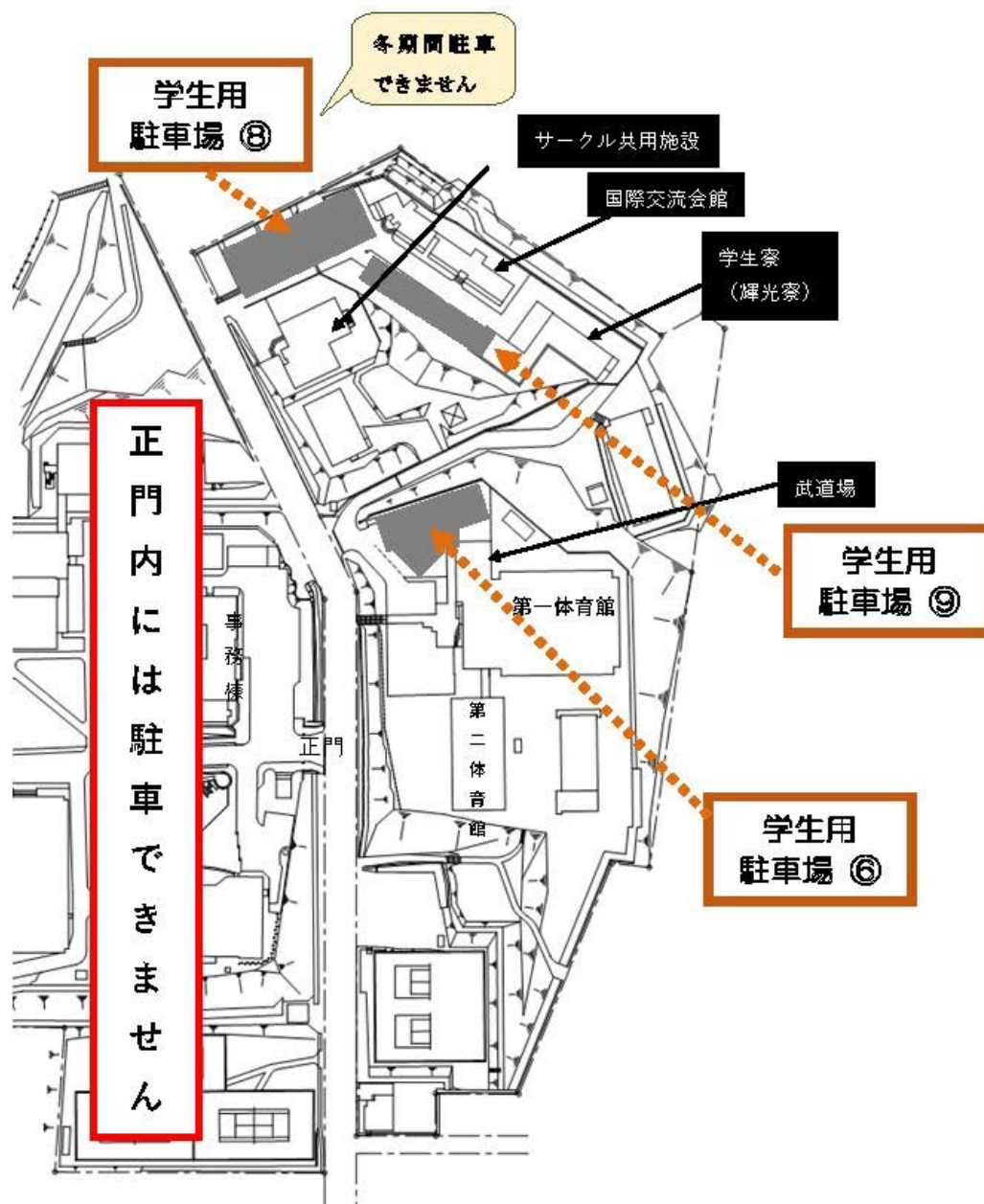
追加資料例：申請期間後の転居の場合

○住民票 ※転居前住所、転居後住所、転入日が記載されているもの

<住民票を移していない場合は以下も追加>

○前居住地の退去証明書や退去日がわかる領収書等（前居住地が実家の場合は不要）

○現居住地の賃貸借契約書全ページ（現居住地が実家の場合は不要）



- ・ 札幌サテライトには大学の駐車スペースはありません。

【本件担当】

小樽商科大学学生支援課学生支援係

※お問い合わせは本学 HP お問い合わせフォームからお願いいたします。

<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>